

新型コロナウイルス感染拡大に伴う「小動物飼養販売管理士認定試験」

実施の対応について

6月28日（日）の「小動物飼養販売管理士」認定試験は、現時点では実施予定
です。しかし、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止・
延期の可能性もあります。

その際は、ホームページで具体的発表し、お申し込みを頂いている受講生の皆様
には、個別にご案内し対応させていただきます。

受講生の皆様には、体調に十分ご留意頂下さい。

現在受講中の皆様へご案内

新型コロナウイルスの状況を鑑み、今後の予定をご案内いたします。

「模擬演習問題解答集」を、4月中旬までにご送付いたします。

受験票・受験会場の案内・受験スケジュール案内は、5月上旬のご送付となりま
す。不明な点については、事務局までお問い合わせください。

■協同組合ペット・サービスグループ「小動物飼養販売管理士」

認定試験について

協同組合ペット・サービスグループは、1971年の設立以来「動物の愛護及び管理に関する法律」の動物愛護の基本理念を基に、「人と動物の共生社会の実現」

「動物愛護精神の普及」を目的として人材育成・教育事業を行ってきました。

この事業実現のために、組合では「法の趣旨」を的確に理解し、専門職として適正な動物取扱業を推進し、様々なニーズに高いレベルで対応できる実践力と応用力を身に付けた人材育成のため「小動物飼養販売管理士」資格制度を創設しました。

この資格は、「動物の愛護及び管理に関する法律」の精神を読み取り、より専門的で現実的な内容で構成した本組合が作成したテキスト及び付属資料をもとに、一定期間自宅学習を实践いただき、認定試験当日に規定の講習会を受講しその後に行う認定試験に合格した方のみが付与されます。

小動物飼養販売管理士資格は、現在多くの自治体で「動物取扱責任者の資格要件」の一つとして認められています。

しかし、その運用においては地方自治体の判断において行われています。自治体により取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめご自身の登録申請先と

なる自治体に本資格による登録の可否についてお問い合わせをお願いします

■2020年6月「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正の概要

「主な改正内容」

1.動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化（公布から1年以内施行）

2.第1種動物取扱業による適性飼育等の促進等（公布から1年以内施行）

①登録拒否事由の追加（公布から1年以内施行）

②環境省令で定める遵守基準を具体的に明示（公布から2年以内施行）

③犬・猫の販売場所を事業所に限定（公布から1年以内施行）

④出生後56日（8週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限（公布から2年以内施行）

3.動物の適正飼養のための規則の強化（公布から1年以内施行）

①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化

②都道府県知事による指導・助言・報告徴収・立入検査等を規定

③特定動物（危険動物）に関する規制の強化

・愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加

④動物虐待に対する罰則の引き上げ

殺傷：懲役5年、罰金500万円←懲役2年、罰金200万円

虐待・遺棄：懲役1年、罰金100万円←罰金100万円

4.都道府県等の措置等の拡充（公布から1年以内施行）

- ①動物愛護センターの業務を規定
- ②動物愛護担当管理職員の拡充
- ③所有者不明な犬猫の引取りを拒否できる場合を規定

5.マイクロチップの装着等（公布から3年以内施行）

- ①犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける（義務対象者以外には努力義務を課す）
- ②登録された犬猫を所有した者に、変更届け出を義務付ける

6.その他（公布から1年以内施行）

- ①殺処分方法に係る国際的動向の考慮
- ②獣医師による虐待の通報の義務化
- ③関係機関の連携の強化
- ④地方公共団体に対する財政措置
- ⑤施行後5年を目途に必要な措置を講ずる検討条項

「附則」天然記念物指定犬の特例措置

- ・文化財保護法により天然記念物と指定された犬（秋田犬・甲斐犬・紀州犬・柴犬・北海道犬・四国犬）については、出生後56日を49日とする。

■動物取扱責任者・・・環境省令

※動物取扱責任者の資格要件が変わりました。

「動物の愛護及び管理に関する法律参照条文」

第二十二條 第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、十分な技能的能力及び専門的な知識経験を有する者の内から、動物取扱責任者を選任しなければならない。

●動物取扱責任者の選任要件について

環境省令第九條 動物取扱責任者の選任

法第二十二條第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする

一 次に掲げる要件のいずれかに該当する事

イ 獣医師法第三條の免許を取得・・・**獣医師**

ロ 愛玩動物看護師法第三條の免許を取得・・・**動物看護師**

ハ 営もうとする業の種別ごとに半年以上の実務経験（常勤の職員として在職するもの）または取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間の飼養に従事した経験があり、かつ、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年以上教

育する学校その他の教育機関を卒業している事。

・・・実務経験半年 + 認定専門学校の卒業

- ニ 営もうとする業の種別ごとに半年以上の実務経験（常勤の職員として在職するもの）または取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間の飼養に従事した経験があり、かつ、公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得している事の証明を得ていること・・・実務経験半年 + 資格の合格証

「経過措置」法が実際に施行されるまでの猶予期間

- ・現在、第一種動物取扱業の登録を受けている人については、2020年6月から3年間は、従前の例による。実務経験・資格で更新できる。

小動物飼養販売管理士資格は、現在多くの自治体で「動物取扱責任者の資格要件」の一つとして認められています。

しかし、その運用においては地方自治体の判断において行われています。自治体により取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめご自身の登録申請先となる予定の自治体に本資格による登録の可否についてお問い合わせをお願いします

■ 認定試験実施に係るお知らせ

2020年認定試験実施予定

2020年6月28日（日）

（試験会場） 札幌会場・東京会場・大阪会場

・申込受付中（申し込み締め切り 2020年4月末日）

なお、各会場定員に達した場合は締め切りとなります。

その場合は、ホームページなどでご案内します。

2020年11月8日（日）

（試験会場） 札幌会場・東京会場・名古屋会場・大阪会場・

姫路会場・九州会場

・申込受付（2020年4月から受付開始）

各会場定員に達した場合は締め切りとなります。

その場合は、ホームページなどでご案内します。

※環境省令による「動物取扱責任者の資格要件」の変更で資格取得を希望される方々のために、資格取得の機会をご提供するべく地方都市での認定試験実施を予定しています。6月以降に詳細を発表します。

■申し込み方法

受講受験料金

受講受験料金（教本含む）	25.000 円
認定料金（合格後）	5.000 円
その他	資格取得後の、資格更新制度等はありません

申し込みから合格まで

- ① 本組合ホームページから受講申し込みメール送信（受験希望者）



- ② 本組合から受講資料・正規申込書送付（事務局）



- ③ 申込書に必要事項記入・捺印後 申込書事務局に送付（受験希望者）



- ④ 事務局から受講受験料金請求書送付（事務局）



- ⑤ 受講受験料振込入金（受験希望者）



- ⑥ 入金確認後。教本・学習資料送付（事務局）



⑦ 自宅学習開始（受験希望者）



⑧ 受験票・受験会場案内・学習教材送付（約受験日から1か月前：事務局）



⑨ 認定試験実施



⑩ 合格通知・認定料金請求書送付（個々人宛お送りします。：事務局）



⑪ 認定料金入金確認後、認定証送付（試験日より約1か月後）

【注意事項】

- 1.過去に動物愛護管理法において罰金刑以上に処されている方は資格を取得できません。取得以降に発覚または処された場合は資格がはく奪される事があります。
- 2.資格の更新などは有りません。紛失や婚姻による氏名変更手続きは有料となります。
- 3.受講受験申込終了後の、キャンセルはできません。日時・場所をお確かめのう

えお申し込みください。

4.入金後の受講受験料金の返金はできません。

5.お申し込み及びお手続きは、申込者本人が本人名でお手続きください。